

社会福祉法人村山光厚生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人村山光厚生会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事、監事及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(職員給与)

第3条 当法人の職員で役員を兼務する場合には、給与規程に基づき、職員給与を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人の業務を行う場合、旅費規程に基づき、費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。